

2022年3月1日

鳥取信用金庫

旧姓による預金口座取引の開始について

鳥取信用金庫では、希望する方に旧姓による預金口座取引を開始いたしますので、下記のとおりお知らせします。

本件は、政府が進める女性活躍社会の視点に立った制度等の整備における「通称としての旧姓使用の拡大」に向けた取り組みに呼応するものです。

記

1. 取扱開始日

2022年3月1日（火）

2. 取引種類

預金取引のみ

※マル優、投資信託、公共債、融資、保険契約のお取扱いはできません。

3. ご提示いただく本人確認書類

現姓と旧姓が併記された以下のいずれかの書類

- ・マイナンバーカード
- ・住民票
- ・印鑑登録証明書
- ・運転免許証

4. 取扱店

全営業店

5. その他

- (1) 本人確認書類への旧姓併記は、お住いの市町村へ申請が必要です。
- (2) 本件は、男性・女性を問わずお取扱いが可能です。

以上